

第13回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 平成30年4月12日（木曜日）

午後 1時 2分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 2時30分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 中核市移行について

2 出席委員（24名）

委員長	須田浩和君	副委員長	高倉富士男君
委員	綿引健君	委員	堀江恵子君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	飯田正美君
委員	鈴木宣子君	委員	田口文明君
委員	大津亮一君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	栗原文隆君
委員	黒木勇君	委員	田口米蔵君
委員	小川勝夫君	委員	渡辺政明君
委員	五十嵐博君	委員	伊藤充朗君
委員	内藤丈男君	委員	袴塚孝雄君
委員	松本勝久君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（2名）

委員	安藏栄君	委員	高橋丈夫君
----	------	----	-------

4 委員外議員出席者（1名）

議長 村田進洋君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	政策企画課長	長谷川昌人君
総務部長	荒井幸君	総務部参事兼人事課長	田中誠一君
行政改革課長	川上悟君	中核市移行推進課長	宮川孝光君
財務部長	園部孝雄君	財政課長	梅澤正樹君

市民協働部長	鈴木吉昭君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
保健福祉部長 兼福祉事務所 所長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
保健福祉部 参事兼 国民年金課長	川津英臣君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
産業経済部長	小田木健治君		
都市計画部長	村上晴信君		
下水道部長	白田敏範君		
消防長	根本一夫君		
水道事業者 水管理者	檜山隆雄君	水道部長	伊藤俊夫君
教育部長	増子孝伸君		
6 事務局職員出席者			
事務局長	小嶋正徳君	事務局次長兼 総務課長	関谷勇君
議事課長	永井誠一君	議事課長補佐	永井直人君
書記	武田侑未子君	書記	矢吹友鏡君

午後 1時 2分 開議

○須田委員長 お疲れさまでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第13回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、安藏委員、高橋委員が所用のため、猿田建設部長が病院検査のため、本多教育長が公務出張のため、それぞれ欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、中核市移行についてでございます。本件につきましては、さきの委員会におきまして既に執行部から説明をいただき、御議論をいただいておりますが、その際、委員から資料の請求があり、本日その積み残し部分について執行部から提出を受け、説明を求めるものでございます。

それでは、執行部から説明を願います。

初めに、宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市移行推進課提出資料1、中核市移行に伴い必要となる新規職種等について、御説明いたします。

こちらは、中核市移行に伴って必要となる職種についてまとめたものでございます。まず、1の新規職種についてでございますが、こちらは中核市移行に伴い必要となる新たな職種について、採用人数、配置先などについて示しているものでございます。まず、表の見方としましては、一番左側に職種、その右に市採用人数として平成29、30年度の実績、そして平成31、32年度の想定、そして市採用人数想定の小計、その右に平成32年度に県に派遣をお願いしている希望人数、合計人数を記載しております。また、一番右側には平成32年度における配置先及び主な役割を示してございます。中核市移行に伴い新たに必要となる職種は、医師、獣医師、薬剤師の3つの職種でございます。

まず、医師でございますが、全体で1人を予定しており、平成31年度での採用を計画しております。主な役割としましては、保健所長として保健所の総括を行うものです。

なお、県からの派遣については見込んでおりません。

次に、獣医師でございます。平成29年度1人、平成30年度4人、平成31、32年度6人の合計11人については、平成32年度までに市において確保していくことを見込んでおります。また、協議中ではございますが、県からの派遣を8人お願いし、合計19人の配置を想定しているところでございます。主な役割としましては、保健衛生課に配置され、食品衛生、環境衛生、動物愛護、試験検査等の事務を担うものです。

次に、薬剤師でございます。平成29年度に2人、平成30年度3人、平成31、32年度2人の合計7人については、平成32年度までに市において確保していくことを見込んでおります。また、県からの派遣を4人お願いし、合計11人の配置を想定しているところでございます。主な役割としましては、保健総務課及び保健衛生課に配置され、医事薬事、食品衛生、環境衛生、試験検査等の事務を担うものです。合計といたしまして、全体として31人を見込み、そのうち平成32年度においては市で19人、県からの派遣を12人としているところでございます。

次に、2の既存職種についてでございます。この既存職種とは、中核市移行の準備前からありました職種

を指してございます。こちらにつきましては、現在のところ移行により事務、保健師、精神保健福祉士、栄養士、土木技師、水質技師、指導主事で52人の増加を見込んでおります。これによりまして、中核市移行に係る全体の増加人数は新規職種31人と既存職種52人で、合計83人を見込んでおります。また、これ以外にも嘱託員6人を見込んでいただいております。

資料1の説明は以上です。

○須田委員長 次に川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 続きまして、中核市移行に伴う増加人数及び新組織の見込みにつきまして、行政改革課提出資料により御説明させていただきます。

資料②、資料③をごらんください。

なお、資料③は組織の変化を1枚にまとめた概要版となっておりますので、資料②の説明とあわせて随時ごらんいただければと存じます。そのほかにお配りしている資料④は、2月開催の特別委員会で御説明した資料を時点修正したものでございます。

それでは、まず資料②の1の増加人数の見込みについてでございます。中核市移行に伴う増加人数は現時点の算定で正職員83人、嘱託員6人を見込んでございます。そのうち正職員83人の事務内容別増加見込みの内訳につきましては、表1のとおりとなっております。まず、保健所関係といたしまして59人の増、これには新規職種であります医師、薬剤師、獣医師31人を含むものでございます。

次に、産業廃棄物関係といたしまして10人の増、福祉指導関係といたしまして7人の増、その他の移譲事務関係では7人の増としてございます。

次に、2の新組織の見込みに移ります。こちらでは、中核市移行に伴いまして、新たに設置する組織とそこに配置する想定人数、それから主な事務について、表の形で御説明を進めてまいりたいと存じます。

まず、表2の保健医療部でございます。まず、部の総括を行う部長を1人配置いたします。次に、保健所には副部長級の所長を1人配置いたします。所長は医師を採用いたしまして、主な事務といたしましては、地域の保健、医療、福祉についての状況把握、医学的知識及び公衆衛生学的な知識に基づく判断などを担ってまいります。

2ページをお開き願います。

保健所の中にごございます保健総務課につきましては、17人配置いたします。そのうち4人が薬剤師となります。課の中には総務係のほか、医事業務室及び地域医療対策室を設置してございます。2月に御説明した資料では、地域医療対策室を記載しておりませんでした。今年度から保健センター内に新たに地域医療対策室を設置することと決定いたしましたことから、中核市移行後は保健総務課内に設置するということが決定したものでございます。総務係の主な事務につきましては、医師や歯科医師の免許等の15の資格に関する経由事務や統計システムの維持管理、それから休日夜間緊急診療所の管理運営や献血事務などを担当してまいります。医事業務室では、病院、診療所及び助産所の許可申請や開設届の受理、それから病院、診療所及び助産所の開設者からの報告徴収、立入検査のほか、薬局の開設許可申請の受理や薬局の開設者からの報告徴収、立入検査等を担当するものでございます。地域医療対策室は、今年度から組織改正で保健センター内に設置している部署でございます。2月の特別委員会の報告時には、資料がございませんというのは先

ほど申し上げたとおりでございます。こちらでは地域医療に関する事務全般を担当してまいります。

次に、保健衛生課につきましては、31人配置してまいります。そのうち獣医師が19人、薬剤師が7人となります。課内には食品衛生係、環境衛生係、衛生検査係、食肉検査係のほか、動物愛護センターを設置してまいります。食品衛生係では、飲食店や食品製造業などへの許可や、許可施設への監視業務、食品等の収去、食中毒事案の処理を担当してまいります。環境衛生係では、興行場業、旅館業及び公衆浴場業の営業許可、報告徴収、立入検査や、理容所や美容所、それからクリーニング所などの開設届け出の受理、報告徴収、立入検査のほか、犬の登録、予防注射などを担当してまいります。衛生検査係では、食品衛生法、感染症法等に基づく理化学検査及び微生物検査を担当してまいります。食肉検査係では、屠畜場における各種検査を実施、担当してまいります。

3ページに移ります。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発のほか、未登録犬などの捕獲、抑留、それから迷い犬の飼い主への返還等を担当してまいります。

次に、地域保健課につきましては、29人配置してまいります。従来の保健センターの機能が主なものでございまして、中核市移行に伴いまして、こちらの保健政策係に記載してございます体外受精及び顕微授精の費用助成を担当するほか、健康増進係の事務に記載してございます特定給食施設に関する設置届け出受理、それから栄養管理の指導を担当してまいることとなります。

続きまして、4ページをお開きください。

保健予防課につきましては、15人配置してまいります。従来の保健センターの事務に加えまして、予防衛生係では、結核の検査、訪問指導、エイズ、性感染症の検査、相談を担当してまいります。精神保健相談係では、精神医療に関する相談対応、それから退院支援に関する事務を担当してまいります。保健所につきましては、以上の合計として新規職種31人を含む94人体制といたします。そのうち、保健センターからの移管分を35人含んでございます。

続きまして、表3の生活環境部をごらんください。

新たに廃棄物対策課を設置いたしまして、12人を配置してまいります。このうち2人はごみ対策課からの移管分を含むものでございます。主な事務でございますが、管理係では、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可、それから一般廃棄物処理施設の設置の許可、それから使用済み自動車の再資源化に係る業者の登録受け付けを担当してまいります。不法投棄対策室指導係では、産業廃棄物の不適正処理に対する指導を新たに行うこととあわせまして、これまでごみ対策課で担ってまいりました一般廃棄物の不適正処理に対する指導、それから土地埋め立て等の規制に関する事務を担当してまいります。

5ページをごらんください。

表4の福祉部でございます。新たに福祉指導課を設置いたしまして、11人を配置してまいります。その11人のうち2人は福祉総務課から、2人を介護保険課から移管してまいります。指導第1係では、障害者福祉施設、それから児童福祉施設の指導監査やこれまで福祉総務課で担ってまいりました社会福祉法人の認可、廃止及び指導監査を担当してまいります。指導第2係では、老人福祉施設、介護保険サービス事業所の指導監査を担ってまいります。介護保険サービス事業所のうち地域密着型サービス事業所の指導監査につき

ましては、従来、介護保険課において担ってきた事務を移管するものでございます。

説明は以上でございます。

○須田委員長 次に、宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 続きまして、資料⑤茨城県への研修（平成30年度）でございますが、こちらにつきまして、前回2月にお示ししている段階から新年度を迎え、研修先等の決定を見たもので、それについて反映したものでございます。変更部分についてのみ説明いたします。

まず、全体の研修人数につきましては、獣医師5人のうち1人が移行準備事務のため保健所準備課に配置することとしましたので、全体の研修人数を12人から11人に変更しております。研修先でございますが、獣医師につきましては、日立保健所に1人、動物指導センターに2人、県北食肉衛生検査所に1人、それぞれ研修を行ってまいります。また、薬剤師につきましては、水戸保健所監視指導課に1人、同じく、水戸保健所衛生課に1人、つくば保健所衛生課に1人、土浦保健所衛生課に1人、衛生研究所に1人、それぞれ研修を行ってまいります。それ以外の部分については前回と同様でございます。

続きまして、資料⑥の水戸市中核市移行の概要でございますが、こちらも前回2月に提出をしているものでございますが、新年度を迎え変更点がありましたので、主な部分について御説明させていただきます。

まず、3ページをお開きください。

3ページ上段に全国の中核市一覧がございますが、平成30年4月1日現在で、新たに福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市が中核市に移行しておりますので、そちらを加えまして中核市の数を54市と修正しているものでございます。

続いて飛びますが、13ページをお開きいただきたいと思います。

6の人材の確保と育成でございます。先ほどの説明におきまして、保健所について現時点で59人、全体について83人という見込みをお示ししましたので、これまでこちらの記載2段落目に保健所50人から60人程度といった記載がありましたがこちらを60人程度、75人から85人程度という記載を85人程度と修正しているものでございます。また、14ページからの平成30年度職員研修の記載につきましても、先ほどの報告のとおり修正したものでございます。

主な修正点は以上でございます。

説明については以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明がありました内容について、何か御質問等ございましたら発言願います。

飯田委員。

○飯田委員 ただいま説明があったんですが、資料①と②に関して幾つか質問をしていきたいと思うんですが、1つは資料①のところの医師の関係なんですが、もちろんこれは医師免許があるというのは当然であります。その中でもどんな専門的な、例えば公衆衛生的な分野でこの専門的な知見を持っているとかそういった医師の採用に当たっての条件があるのかどうかです。あと、これから医師に関しては募集していくと思うんですが、募集方法はどんな方法をとられるのか。あと、この医師不足というような中で市の職員になるわけでありまして、給料表を今は行政職とか消防職とかあるわけですが、国家公務員に準じて給料表がつ

くられると思うんですが、その辺の給料表プラス手当の部分でどのぐらい、採用の年齢とかその個人によって違うとは思いますが、予算立てする場合に年俸でどのぐらいの見込みになるのか。それから、獣医師と薬剤師は県から派遣をいただくということであるのですが、この協議状況を、それといつからいつまで県から派遣されるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○須田委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、医師の条件等につきましては、当然、公衆衛生の経験があるということであれば無条件でなれるのですが、臨床経験だけという場合に関しましては、国で指定している講習を4カ月間受けますと保健所の医師になれるということがございますので、臨床経験だけでも保健所の医師として業務をすることはできるといってございます。それから、募集方法につきましては、現在水戸医師会等を中心としまして、県等とも協議を進めておりまして、協議の状況によりまして募集の方法等についてはこれから詰めていくということでございます。今年度中に協議を詰めまして、募集方法も含めて進めていくということで段取りをしております。

それから、派遣等についての県との協議の状況ということで、獣医師、薬剤師について現在調整をしているところでございますが、県のほうで平成31年時に保健所管轄区域の見直しをするということで、現在それに向けて調整をするということですので、こちらでは先ほどの説明の中で12人程度の要望等を出しているということで、獣医師については8人、薬剤師については4名ほど派遣をお願いしているところではございますが、正式な回答についてはまだいただいております。ただ、基本的には、県の業務が水戸市に移ってくるというところで、その辺の調整によって県の定数が削減されるということもございますので、その辺を含めて調整をさせていただいているというふうに思っている状況でございます。また、県への実務派遣につきましては、水戸市の採用状況等によって、派遣先を調整しているという状況ですので、毎年度調整を行いながら現状としてはこちらの要望に沿った形で研修先を調整させていただいている状況でございます。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 医師の給与についてお答えいたします。

医師の給与表につきましては、今後作成する必要があるものと考えております。実際の給与につきましては、県の保健所の所長などの状況を見ながら今後詰めていきたいと考えております。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

県からの獣医師と薬剤師の派遣はいつからいつまでということになるのでしょうか。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 申しわけございませんでした。説明が漏れてしまいました。

派遣期間につきましては、現状としましては3年をめぐりにその水戸市の採用状況ですとか、職員の状況ですとか事業の状況等に合わせて見直しということでやっていただけるかどうかということで、今要望をしているところでございます。

○須田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 2点ほどちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、前提として県から派遣の薬剤師さん、獣医師さんが来るということで、県の場合にはあくまでも採用が専門職ということで採っているのが、一般の事務職とは給料表が違うと思うんです。例えば水戸市の場合にも、薬剤師を雇うときに、資格を持っていて30歳で雇ったとすると、県の派遣の職員の方が30歳だとすれば同じ現場で働くんですから、県から派遣で来ている30歳の職員の方と水戸市で採用された30歳の方というのは、給料表が一緒になるということ、こういうことだと思うんです。

ただ、今、飯田委員の質問の中で医師の給料表というのはこれからというお話があったんだけど、基本的には例えば薬剤師であるとか、そういうものも含めて中核市になるというこのスタートの時点で、採用の段階で専門職で採っていくということではなくて、現行、今の一般職の段階で採用されているというふうに間接的には聞いておるんですが、今後、給料表を明確にしていく中で、獣医さんであるとか薬剤師であるとか、こういうことも含めて県の給料表に合わせていくということで理解してよろしいのかということ。これが1点です。

それともう一つが、今このスタートの時点で、小冊子の12ページの中に中核市へ移行するに当たって交付される普通交付税の歳入見込み額が約11億6,000万円あって、歳出の増加見込み額というのは義務的経費も合わせて、人件費も合わせて経常経費も含めて11億3,000万円ということで、スタートの時点ではこれ、3,000万円の余裕があるということだと思うんです。ただ、今の水戸市の基準財政需要額の基準に基本的には合わせた形で、中核市がかぶさってくると、歳入が11億3,000万円ふえるということはわかるんだけど、例えばこれから4大プロジェクトが一部終了するとか、水戸市の基準財政需要額というのは変わってくるわけです。その時点でもこの普通交付税というのは、このまま半永久的に11億6,000万円という基準を確保できるのか。保健所の事業というのは半永久的になってくるので、例えばその中で、薬剤師さんとか獣医師、医師も含めて給料表でベースアップって、もちろんこれは出てくるわけですから、スタートの時点で11億3,000万円であっても、年々これはふえてくるということですよ、現実。そのときに今の基準財政需要額が変わって、この普通交付税の金額が変わったときに保健所のきっちとした健全な財政運営というのはできるのかどうかという見通しだけ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの伊藤委員の質問のうち、専門職の医療職給料表の適用の件についてお答えいたします。

現在、獣医師、薬剤師につきましては、行政職の給料表を使用しまして、県あるいは国レベルの給料表をベースとしまして算定して出しているような状況でございます。今回、医師につきましては、県の保健所長を参考にしながら決定をしていくというようなことで検討をしているような状況でありますので、獣医師、薬剤師について、現在、県ベースということで金額は出させていただいているような状況であります。そういった専門職の給料表の適用ということについても検討していきたいと考えております。

○須田委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 中核市移行の交付税の影響額でございますが、御質問のありましたとおり、約11億円、

基準財政需要額が伸びると現在試算しております。交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額でございますので、需要がふえるということであれば、交付税額が11億円ふえるというので見込んで間違いのないものと考えております。また、需要が変わった場合ということで御質問がありましたが、この新たにふえる11.3億円という歳出増につきましては、職員給は平均給与で算定しております。ですので、採用段階で年齢構成がまちまちではございますが、ならしますと運営をしていく中で11.3億円の歳出というのはキープしていくものと考えております。

○須田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 質問がまだあるみたいなのでこれでやめますけれども、要するに今行政職で採用されている獣医師、薬剤師さんについても、スタートの時点では県の給料表とか専門職の給料表を改めてつくって、その中できちっと整理をしていくということですよ。そうすると、やはり基本的には今おっしゃった義務的経費の部分、例えば今行政職で採っている義務的経費の部分と、それから専門職で採った場合の義務的経費というのはきちっと差が出てくると思うんです。ですから、やはり改めてそういう事業を進捗していく中で、例えば今、行政職の場合にはこういう形になっているけれども、逆に専門職で採用して、この陣容とかマンパワーを確保するためには、この保健所を一括市民サービスを前提にして運営するためには、財政的にどのぐらいの負担がかかってくるのか。半永久的に財政的に心配がなく保健所の運営というのはできるのかどうか、こういうことも含めて委員長、申しわけないですけども、方向性が明確になった時点でさらにその義務的経費であるとか、そういうものについても委員会に報告をいただければありがたいなと思っておりますので、これはお願いをしておきたいと思えます。

○須田委員長 それでは、明確になった時点でまた、報告等もお願いしたいということで、そのことを覚えていてください。

福島委員。

○福島委員 同じく関連なんですけど、基準財政需要額の11億円というのは、現在の段階の試算ですか、それともこの中核市になったときの試算ですか。というのは、これから83人雇ったりなんかしたらば、ましてやお医者さんや獣医師というのはみんな大学卒業したからぼんと入るわけではないから。社会に出て経験した人が入る、それなりにまた、給料の算出単価もみんな違うと思う。そうすれば、そのときの基準財政需要額と現在はじいた額、それはあくまでも83名を入れた基準財政需要額なのですか。非常に難しいと思うんだ、これは。というのは、11億円で11億6,000万円来ますよと。歳出する場合11億3,000万円がいいですよと。そういう計算になっている。だから、それとあと、整備費も21億円ですよと。けれども2億円プラスしてシステム開発経費や何かを入れて23億円ですよという試算になっているから。それと第2の質問は、これは永久的に歳入があるということでもいいんですね。それを簡単にちょっと2つだけ教えてください。

○須田委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、基準財政需要額の増でございますが、この約11億円というのは、平成29年度ベースで水戸市が中核市になった場合に幾らふえるのかということでございます。ですので、個人の給与ではなくて国の基準

で需要額が11億円ふえると見込んでおりますので、実態に合った給料で算出したものではございません。また、未来永劫という話がありましたが、交付税制度は毎年度見直しがございますので、年度年度で需要の増減が多少ございますが、やはり安定的な運営ができるような需要額の算定が行われていくと考えております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今、保健所の整備ということでいろいろな工事をやっているのは、全部合わせて23億円ですが、その中で出ているの。だから、笠原町の保健センターにしても例えばエレベーターを直しますよと。保守点検しますよと。それはみんな水戸市のお金で出ているんだよね。できればこういう金があるなら、それはもらってそっちで出してもらったほうが水戸市は得をする。そうでしょ。今、整備をしているのは、中核市として保健所の施設として認められる範囲でやっているんでしょうよ。そうすれば、中核市になるから全体を整備しなければいけないという予算獲得はこの23億円の中でやっているの。それとも単市でやっているんじゃないの。

○須田委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

交付税措置につきましては、平成32年の中核市移行に伴いまして11億円が増額するものでございまして、この(2)の移行準備に係る経費は、御質問のありましたとおり、保健所の整備を中心に事前に23億円の経費がかかるものでございます。このため、この準備経費につきましては、電源立地交付金や財政調整基金などを活用して交付税外の費用で対応するものとしております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、電源立地交付金や何かで入っているの。一つもふえていないような気がするんだけれども。それは保健所としての見込み額として、電源立地交付金やほかの交付金がふえているの。俺はそういうふえているという話は聞いたことがないんだけど。

○須田委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 説明が不足して申しわけありません。

電源立地交付金については、例年5億円から6億円の間で交付されてきたものでございまして、これが平成30年、31年についてはこの特定財源を使って保健所を整備するとしておりまして、保健所を整備したからといって増額はするものでございせんが、この交付金を中心に、あとは財政調整基金の活用で整備、準備経費は賅っていかうと考えているところであります。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 意味がわからないんだよ。平成30年度じゃないでしょうよ。もうとっくに2年前からやっているということは、電源立地交付金や何か来て調整している。保健所を整備する金はみんなそっちのほうから出ているんですよと言わなきゃおかしい。当然、中核市をやるために保健所の機能として整備しているんでしょうよ。それが全然出ていないでしょ。それはなってから出るんだという話と、これ、見込みで出るところに書いてあるんだ。すると、全然出ないの。じゃ、保健所等整備だけで23億円を見込んでこの財源として、国からの電源立地交付金や財政調整基金の活用などにより財政的な対応が可能ですよというのは、

これはなっってからなの。今じゃないの。さっき言ったのは平成29年からという話じゃないの。平成29年からはこのお金でやっていますよということと違うの。

○須田委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 説明が不足して申しわけありません。

この準備経費につきましては、ふえるというわけではございませんで、これまで交付があったものを充当するというので23億円、あと財政調整基金、これまで積み立ててきたものを活用するという、準備経費に特定財源はほとんど見込めるものではありません。

○須田委員長 最初から言っていたのは、このお金は別にどこからも出ないけれども、そのお金はこういうところから出しますよという話をしただけだね。

○福島委員 いやいや、だからそれでは今までもらっているのと同じならば、中核市になって保健所をやっ
て損しちゃうだろうよ。そうだろう。もらえるよ、まだそれは電源立地交付金やあれで負担しますよと、応
分の負担をしますよという説明をしているんだから。それは保健所になって中核市になってから払いますよ
というのは上でしょ。11億6,000万円のほうでしょ。下の整備費で準備費は出しますよと。それはあ
くまでもそういう電源立地交付金や何かから出しますよということだったんじゃないの、説明が。説明はだ
めだよ、俺らにうそをついて、俺がもうろくしてばかにしてできるかもしれないけれども、言ったことは責
任持ってくれよ。俺はそう聞いているんだ。だから、ないならないよ。今までもらっている電源立地交付金
の5億円は5億3,000万円ですと。その中から負担をしますよと言うならわかるんだよ。応
分の負担は23億円の中でシステムが2億円か知らないが、21億円ですよと。しかし、それは準備金とし
てそういう電源立地交付金や何かで出しますよということだったんじゃないの。それは間違いだったんだ。
それならそう言ってくれよ。

○須田委員長 資料のつくり方として、委員長も対応が悪かったんですが、そういうものがあるんじゃない
で、内訳をたまたまここに書いたから何となくそういうふうにとられちゃうということがあったので、最初
からそう言っているわけではなかったと思うんです。最初からそのお金は来ないということで説明している
かと思うんですが、再度答弁してもらっていいですか。建物は赤字だよということで。

梅澤課長。

○梅澤財政課長 申しわけありませんでした。

移行準備に係る経費につきましては、水戸市のこれまでの財源の中で捻出していくものとして考えていた
だきたいと思います。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、組織の話で、国保年金課が保健所に移動するというのでありますけれども、こ
の国保年金課が移動する意味というかメリットはどういうふうになるのか。例えば、国保年金課に用事があ
る方は、今度はわざわざ笠原町まで行かなければならない。市役所がせつかくこちらにできても、ここは
役に立たない、こういうふうな形になります。

それともう一つは県からの移行になるわけでありまして、そういった中で、業務は介護保険等との連携も
さまざまあるだろうというふうに思っていますが、地域医療との連携ということもあるわけですが、いずれ

にしても市民サイドとしては国保年金課がわざわざ向こうに行かなければならないということになると非常に不都合があるのではないかと考えていますが、この辺について市民に対するメリットが果たしてあるのかわからないかなんです。さっき保健所をつくるのに何のメリットがあるんだという話がありましたけれども、県から移管された部署はほとんど複雑、煩雑。水戸市の要求のほうが過激で、県は容認していても水戸市になったら細くなっちゃって、あれも出せ、これも出せということになって現場はヒーヒーしているの。これが今の実態です。そうすると、市長の説明では、例えば、屋台の認可を出すときに簡単にとれるんだと、こういうことなだけけれども、現実の問題として、今市民センターがいろんなイベントをやっても検便をやらなければだめだ、何かやらなければだめだとみんなお祭りが中止になっちゃっているんだよ。これが水戸市になると余計目鼻がきくので、さらに厳しくなっちゃうんじゃないですかと。それが果たして市民のためになるんですか。

その疑問の中で、国保年金課が何でこの保健所の中に移動しなければならないのか。本庁にあってはなぜだめなのか。これについてちょっと聞かせてください。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 袴塚委員からのただいまの国保年金課の移管の話の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、国保年金課を新しいこの部に移管した理由でございますが、市の医療に関する事務を保健所を擁する保健医療部に集約するためでございます。それで、国保年金課は平成32年度以降も引き続き本庁舎の1階に配置してまいりますので、市民の皆様が笠原町に出向くようなことはございません。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、保健所内部にはあるんだけど、保健医療部長が管轄するんだよね。一方では窓口はこっちにあるんだよね。それで、その保健医療部長さんというのはお医者さんでしょ。保健所の保健医療部長さんというのはお医者さんと違うの。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 普通の人なの。ああ、そう。それはわかりました。

だとすると、本庁舎に課があって、医療との連携ということが重視されるということだよね。今ネット社会で幾らでもオンラインでつなげますよね。だったら国民健康保険の課を介護保険との連携ということもあるし、そういう流れの中では福祉部というところに置くべきではないかと思うんだけど、医療との連携というけれども、お医者さんのためにこの国民年金というのはあるわけじゃないんだ。市民のためにあるんだ。だから、医療との連携は中でやればいい。問題は、何か問題があっても福祉部長さんの管轄じゃなくて、今度は保健医療部長さんの管轄になっちゃうんだ。この辺については今の説明ではちょっと理解できないんだけど、何で医療との連携だから向こうに行かなきゃならないんだ、医者のためにあるんじゃないんだ、国保は。まして、国保は県に移管されて水戸市は徴収するだけってことになったのに、医療との連携はあるわけねえべよ。

○須田委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

国保年金課が保健医療部へ移管される理由でございますけれども、国保年金課はただいま御説明がありましたとおり、医療に関する国民年金あるいは後期高齢者医療に関する事務を行っており、その中で医療費の適正化というものが大きな課題の一つになっているところでございます。一方、今回設置されます保健所につきましては、保健相談や各種の検診、あるいは生活習慣病の重症化予防等の事務を所管することから、保健所と連携、協力しながらこれらの事務を進めるということで保健医療部に移管することとしたところでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 その今言った理屈はわかるんだけど、現実の問題として水戸市はお金を集めるだけになっているわけだね。県が全部やるわけだから。納付金が決まって、水戸市はお金を集めたものを県に納付すると。支払いは県がやると。その分析をどうするのかということについての今説明があっただけの話で、ただそれだけの理由でこの保健医療部に移動するという話なんですか、これは。国保がやっている事業というのは今言った事業が主ではないと思うんだよね。その辺が何かどうも保健福祉部、国保年金課もお医者さんのほうを向いてやっているのかなという感覚が得ないんだけど、本来やはり市民のために国保がどうあるべきか、そして国民健康保険というのは、やはり市民の命を守るための最低限の制度の中で運営しているわけだから、行政庁としてきちんと責任を持ってやるということが大事なことだというふうに思うんです。ただ、窓口が市役所にあるから、それは利便性がいいんだということだけでは説明がつかないような気がするんですけど、執行権ですからどうぞ、そういうことでおやりになるならおやりになったらいいのではないかというふうに思います。

[発言する者あり]

○袴塚委員 いや、だってそうでしょ。そんなふうに言われちゃうと。

[発言する者あり]

○袴塚委員 だから、それは今言ったとおりです。問題は保健所ができたときにこれまでの説明の中では簡便になる、簡便になると言っているけれども、現実の問題として、例えば屋台一つ出すときにどのぐらい県から移譲されて簡便になるんですか、これは。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、先ほどの屋台ですとか餅つきの問題とかという話題が出ているかと思うんですが、その辺は県ではイベント等の食品提供に関する要綱等に基づいてやっているというところで、つい先ごろ、餅つき等につきましては、県でも特に窓口で規制をしないということで、統一した文書が各保健所に流されたというような現状がございまして、現在はその部分については特に許可をもらってやるというものではなくて、届け出をしてやるというような事業であったというところで、その辺のやり方については県でも見直されているというところでございます。

そういう状況を踏まえて、今後、水戸市の保健所になったときに基本的にはそういった部分というのは、県と足並みをそろえてやるということにはなると思うんですが、現実的に、水戸市におけるそういった許可、届け出等につきましては、水戸市の保健所の窓口で統一した、今までとは違ったような水戸市独自の説明を

加えながらやっていくというところで、窓口の対応をしていきたいと思っております。今までは12保健所それぞれでやっていた部分がございます、県でもそういった対応の仕方が窓口によって若干違ったりということがあったということですが、今度水戸市の場合は窓口が1カ所であるというところで、そういった職員の意思疎通ですとか、そういった対応につきましても、一貫した対応がとりやすくなるということで、市民にとっては利便性が高くなるのではないかと今、そういう考えで進めております。

○須田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 もう一点だけ、ちょっと申しわけない。追加で確認をさせていただきたいんですが、委員長、平成32年の4月からの中核市移行にかかわるところの組織案ということで、初めて今日提案をされました。通常の一般的な概況……

○須田委員長 もともとあったものを……

○伊藤委員 僕が今言っているのは、例えば次年度の行政窓口の名称の変更であるとか、それから人員の部署の変更であるというのは、今平成30年度ですから、平成31年度の4月からの窓口変更、行政にかかわるところの変更については大体通常は10月かそのくらいの行財政改革調査特別委員会に提案をされる。それで論議をさせていただいているというのが今までの通例だと思うんです。今日初めてこの中核市にかかわる平成32年度以降の話が出てきまして、今、袴塚委員からもそういう国保年金課の位置づけであるとか、そういうところの論議が初めて出てきました。

そういう面では、回答はそれで構わないんだけど、これから、例えば先ほどの国保年金の問題もそうだけでも、この組織改革について、これを是とするということではなくて、今日は案をいただいた。これから、例えばその担当の常任委員会等の中でも保健行政にかかわるところの担当の窓口の論議はこれからあると思うんです。それと同時に、これはもちろん基本的に平成30年ということだから平成31年の、もちろんこれ、きっと平成32年度だとすれば来年、選挙が行われて、新しい体制の中でこの組織体制というのは明確になってくるような気がするわけです。ですから、今日初めてここに中核市における組織の案という、その窓口の名称も含めたものが提案されたので、これからも論議をさせていただいて、もちろん先ほどの国保年金課の部分も含めてきちっとした明確なものについては改めて、今日こういう資料だけいただいて、はいどうですか、了解してくださいというのではなくて、基本的にはこれは論議の原案として受けとめさせていただいて、これからいろんな形で意見を言わせていただいて、きちっとしたものが整理できればというふうに僕は思っているのですが、この点、委員長のほうでどうお計らいになるのか、まだ2年後の話なので、これについては十分論議をする必要があると思うんですが、この考え方だけちょっとお教をいただきたいというふうに思います。

○須田委員長 行革の中ですから今後も論議を続けていくというのは当然で、平成32年度ということですから、今回は組織の定数とか、これまでの職種の問題等、前回も説明を差し上げたんですけども、それでは足りないよということで、その2点について説明をし、資料③に対しても前に提示されていますが、新しいものがきちんとつけ加えられて出てきたということでもあります。そういう意味では、この平成32年度に関してはまだ、ここのところで認めてくださいよというのではなくて、今後とも論議は当然続いていくものと。その議会が来年になれば、また、議員が新しくなりますので、その時点でもまた話し合いは当然行われるも

のと私は理解しています。

伊藤委員。

○伊藤委員 だから、もちろん執行部から今日の資料として委員長を通じて各委員に配られたというこの原案については、これは受けとめたいと思うんです。今委員長がおっしゃったように、この案が執行部から委員長を通じて各委員のもとに配られたということは、これを十分精査して、これを案としてこれから厚みを加える、どうのこうのということも含めて、考え方をもう一回整理をしながら、この委員会で論議をしてくださいねということで配られたというふうに理解をしてよろしいんですね。

○須田委員長 現在配られたものに関しては前にも配っている部分もありますので、そのたびそのたびに必要なものに関しては当然議論をしていくと。これが行財政改革調査特別委員会の必要な課題だと思っておりますので、その場その場で必要なものがあれば当然議論をしていくということだと思っております。それから各委員会に振られて、各委員会での論議も当然ながら出てくることと思われまますので、それに関しては行財政改革調査特別委員会で必要とあればいつでも論議をする形で整えていきたいと思っておりますので整理しておきます。先ほどの袴塚委員の質問が中途のままなので、袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、先ほど柔軟に対応するような、そういう話で終わったと思うんです。保健所準備課の小林課長のほうで。

現実の問題として、やはり市民が期待しているのは従来のコミュニティがやっているような、そういう部分についてはやっていきたいと。そして、子どもさんから高齢者まで集まって、そして夏祭りとかふれあい祭りとか、そういうふうなもののイベントの大きな目玉であるわけです。そういうコミュニティが、保健所ができて厳しく監視されることによって崩れてしまうというようなことが非常に危惧されている。市長の言葉を借りれば、今度は水戸市が独自にできますから皆さんは安心してくださいよみたいな話を各市民センターに行っているんだよ、市長は。ところが、その制度を運用するとそれができないよという話になっちゃうわけです。この辺の矛盾があって、保健所ができることが市民にとって11億円の負担がふえる、公金で来るから市の負担はふえないと言っても83名プラス6名、89名の人件費がかかる。しかも、恐らくパートさんとかいろいろな形がふえるんでしょう。100名以上の方がふえてくる。

こういった流れの中で、本当に市民のためになった保健所なのか、それとも足かせになってしまった保健所なのか。こういうことは、いざ災害とか何か大きな病気が蔓延するとかということ以外は、やはり市民にとってなかなか理解しがたい部分があるのではないかと。この辺についての説明責任をきちんと果たしていただかないと、やはり今の保健所ができることが市民にとってよかったのか悪かったのかというところの論議にならないので、この辺はもう少し柔軟に対応できるのかできないのかも含めて精査していただきたい。

○須田委員長 では、そういう要望です。

松本委員。

○松本委員 私は今日、補聴器も持ってこなくて、目も悪くてよく聞き取れなかったので同じ質問になっちゃうのかなと思うんですけれども、この電源立地交付金というのは常澄村との合併で隣接地として5億3,000万円がもらえるようになったんだよね。それで、毎年予算書の中で見ると3億円ぐらいずつ基金積み立てということになっているような気がするんです。私の記憶違いかもしれませんが。そうする

ともう、二十七、八年たっているんです。基金というものは今、幾ら残っているのか。最初に国から5億3,000万円をいただくときの条件というのがあったと思うんです。何でも使っていいよという問題ではなかったと思う、当初。それが何でも使ってもいいよというふうになったのは、いつのころからそういうふうになるのか。それが1点。

それで、基金は今現在は幾ら残っているのか。これが2点。

そして、今度、保健所で採用する方々、国家免許を持った方々の年齢は幾つまでが採用対象になるのかと。これは、大学卒ですぐというわけにはいかないから、やはり違うところから引き抜いて採用するしかないと思う。だから、そこで先ほど伊藤委員から、年齢の差は別として給料のベースの話がありましたけれども、この辺の考え方というのがおのずから私は違ってくるのではないのかなと、こういうふうな思いもあります。それから、今現在この平成29年、30年が実績として7名、これが県のほうに研修に行っていますね。この給料は水戸市が支払っているんですね。そうだと思うんだよね。そうすると、平成32年度までに採用していく部分についての給料というのは全部水戸市が負担していくということになるような気がするんです。それとこれは移管だから、新規職種と既存職種というのものもあるんだけど、今保健所のことだけやっているわけなので、その下の52名が増加になるという中で、土木技師とか保健所には関係ないことが書いてあるんだよ、既存の職種の中に。それはそれでまた別に切り離して総務環境委員会などでよく協議すべき案件ではないのかなと私は思うんです。だから、既存の職種の中でこの52人が何人どういう方がどうだという今度は明細が必要になってくると思う。今やっているのは保健所のことだけやっている。その今の質問に答弁をいただける部分について、お願いをいたします。

○須田委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの御質問の電源立地交付金について、お答えいたします。

電源立地交付金については、御指摘のとおり1年当たり約5億3,000万円の交付は見込んでおりまして、これは主に2点ございます。現在のところ、英会話教育推進ということでAETの給与に充てている部分と、公共施設の整備に充てている部分がございます。過去、これまでの経緯を御説明しますと、平成24年度は青柳公園の体育館の整備、その後上大野市民センター、そして昨年は学校給食共同調理場として公共施設の整備に活用しております。そして、平成29年度末基金残高は約4億円となっております。

〔「4億円しかないの」と呼ぶ者あり〕

○梅澤財政課長 平成29年度末で4億円でございます、これは3億円積み立てた年度もありますが、それは調理場の整備などに取り崩して活用して現在の残高は4億円でございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 私は何に使ったのかということを知っているわけではなくて、電源立地交付金が危険手当なんだよ、早い話が。原子力の危険手当。だから、最初に支給されたときには、この使途については規制があったと思うの。私は当初そういうふうな記憶をしています。だから、今から27年前です。常澄村が水戸市に合併されて、それまでは一銭も入っていなかったのが、やはり5億3,000万円が国から入るようになった。その入ったときの条件として何に使ってもいいよという条件ではなかったような気がするんです。だから、いつからそれが変わったんですかということを知っているんだよ。何の建設だの何だのかんだのに

使ったのなんていう話は私は聞いていません。いつからそういうふうな使途を国で認めたのかどうか。それはいつのころからそういうふうになったのか、それを聞いているの。ですから、毎年3億円を基金に積んでいたわけでしょ。そうしたら27年間掛けたら幾らになるの。俺は計算できない、頭悪い。だから、その辺の4億円しか残金がないということは、基金の金が今4億円と言ったんでしょ。4億円しかないんでしょ。だから、それはあらゆるものにみんな基金を取り崩して使っちゃったわけでしょ。だから、そういうふうに使えるようになったというのは、国のほうでこれは認めているわけですか。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 それは水戸市の議会で岡田市長のときに電源立地振興基金とって議決したんだ。だから、使えるようになったんだ。そういうことだから、わからないから援護射撃だけれども、しょうがない。

○須田委員長 松本委員、次の質問の答えをいただいていいですか。それとも、その部分をもう一回。

○松本委員 福島委員が答えてくれたから。議会が認めているならしょうがない。

○須田委員長 それでは、次に新規採用の年齢の条件と、条件等があるのかという部分についてお答え願います。

田中課長、お願いいたします。

○田中総務部参事兼人事課長 専門職員の採用対象年齢でございますが、40歳までということで採用試験を行っているような状況でございます。それで、給料につきましては、獣医師、薬剤師ともに大学6年卒ということで基本額を計算しております、それに年齢の経験に応じて給料を決定している。そういった状況でございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 無駄話していたから聞こえなかったんだけど、幾つまでがこの保健所の採用年齢なんですかと聞いてもいいんだよね。そのときに新採とこれまで引き抜いてきた、例えば仮にだよ、40歳の人が入ってきた場合、給料が県と同じというわけにはいかないでしょと私は言っているわけだ。多分。だから、その辺の考え方を伺いたい。

○須田委員長 田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 大変失礼しました。まず、年齢の要件でございますが、獣医師、薬剤師につきましては40歳までということで採用試験を実施しているような状況でございます。また、獣医師、薬剤師のそれぞれの給与でございますが、こちらにつきましては、基本額といたしまして大学新卒の方ということで給料の金額を決めているような状況であります、その実績として40歳の方、他の職を経験されているような方ということであります、その経験を水戸市の給料表に換算して、多く支払うというか、高い給与を決定するというような考えでやっております。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 先ほど福島委員が質問しましたよね、23億円の。だから、私はそれなりの基金があるのかなと思っていたの。そうしたら4億円しかないと言うんだよ。そうしたら、後の歳出というのはどこからどうやって持ってきて、これは事前の整備をしていくんですか。これでは話が矛盾しているような気がするの。幾ら俺が頭がぱーでもよ。何かこう、並行していないんじゃないのかなと思う。電源立地交付金とか何補助

金とか財政調整基金活用などと言うんだから、これは合わせて4億円なのか、これ。基金が合わせて。だから、そうしたら今年も入るんだろうし、来年も入るんだろうけれども、5億3,000万円は。そうしたら基金が何でも使えるようになったというのが、ちょっと私は不思議だと思うんだけど、それは議会で認めたと福島委員が先ほど言っているからそうなんだろうかと、今それはそれでいいですけども、残りのあとの金の19億円はどこからどうやって捻出していくんですか、これは。

○須田委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

移行準備に係る経費につきまして、電源立地振興基金については残高は約4億円でございます。これに平成30年度は5億3,000万円のうち4億円を見込んでおりまして、また平成31年度も同様に見込んでいきますので、4億円が3倍ということで12億円を電源立地振興基金で賄うものとし、残りは財政調整基金で取り崩して対応することとしているところであります。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 そもそも電源立地交付金というのは、市民の要望があれば街路灯をつけたりとか、そういうものに市としては軸足を置くべきだと私はこう思っているんだ。それなのに、今年も入る、来年も入るというようなことで、全部こっちとかあっちとかに使っちゃったならば、市民要望にそれでは公平、公正にその5億3,000万円は使われないんじゃないのという、私はそういう疑問を持っています。ですから、今の足りない分はやはり、こっちの一般財源から繰り出してやっていくという答弁だったでしょ、今。それしかないんだよね。だから、要するに電源立地交付金とか財政調整基金でどうだこうだという話というのは、これはちょっと理屈が合わないでしょ、計算が合わないでしょ。だから、一般財源から幾ら、こっちから幾ら、基金は幾らと最初から丁寧に説明したほうがいいんだよ。変に聞かれてからそういうふうに正体がおかしくなってきたのでは、やはり市民のために先頭に立ってやっているということを私は信頼をしているわけだから、正直に最初からそういうふうに丁寧に答えたほうが私はよかったんじゃないのかなと思います。

以上です。

○須田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、先ほどの本日の資料③で、2月9日に出了た資料④の参考資料を見比べますと、網かけの部分がちょっとこの間に大分変わっているんですけども、これは前回、環境保全課とか衛生事業課とかごみ減量課が網かけになっていたのは、この中核市の移行に伴い変更となる組織から外れたというような考え方でいいのか、また、一番下の国保年金課のほうは逆に言うと網かけが消えているので、この辺のちょっと見方とか説明をいただければと思います。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

2月にお示しいたしました資料④で網をかけているものは、平成29年度から平成32年度に変更になる組織、そこにクローズアップをして網をかけていたところでございます。本日提出いたしました資料③の中の網かけは、本日の資料②の中で議論をする部分について網かけをしてございますので、前回の資料とちょっと網かけの意味が異なるもので、紛らわしいものになって申しわけございませんでした。

○須田委員長 いいですか。ほかにありませんか。

田中委員。

○田中委員 端的に3点お聞きしたいと思います。

平成28年の1月に水戸市保健所設置基本方針という水色のパンフレットで冊子が出されています。そこで今回の資料②と見比べていたんですけども、現在、県の水戸保健所の組織と職員構成については5課1室で54人という体制であります。今日の資料②の4ページに、いわゆる水戸市のつくろうとしている保健所については94人というふうになっていて、単純に見れば倍近い人数を要することになるわけですが、この理由はどういうことなのかお示してください。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、茨城県の水戸保健所と私ども水戸市の保健所の違いといたしましては、まず水戸保健所では予算編成関係は全部本庁のほうでやっているという部分、それから、衛生検査関係、あと屠畜検査関係、あと動物愛護関係につきましては、12保健所ではやっておらず、その分をまとめて1カ所でやる、または屠畜場につきましては何カ所かに分けてやるということで、保健所の業務の中に入れておりません。そういった部分が水戸保健所の組織図の中には反映されていないというところで、水戸市の保健所とは違ってくる部分がございます。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、私どもはこの中核市移行、また保健所設置については、大変お金も手間もかかり、また、大事な仕事を無理してやっているのではないかという受けとめをずっとしてきまして、行政の効率性からいっても二重になるのではないかというような疑問をずっと呈してきました。今回、その54人プラス県では分散していろんな業務をされているわけですけども、94人という大きな保健所をつくることになるということになるわけですが、その場合に、例えば県の職種構成で言いますと、今日の資料①にある医師、獣医師、薬剤師だけではなくて放射線技師とか管理栄養士、保健師、歯科衛生士なども少なくとも現県の水戸保健所にはいらっしゃるんですけども、そうした新規職種としてまた、既存職種としてここに今日の資料①に書いてあるもの以外がいらっしゃるようなんですけれども、そういった専門職は必要ないのでしょうか。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えします。

その前のちょっと関連で、水戸市の九十何名というところに保健センターの従来的人数が入ってございませんでしたので、それを合わせて94名になっているというところで大きくなっています。水戸保健所のほうで現在採用している職種の中で、放射線技師ですとかそういった部分については水戸市の保健所の中では採用しないような形になるのですが、こちらのほうは事務等である程度代用を行いながらやっていくということで、ある程度めどが立つかなというところで、今、そういった職種については現在入れていないというところでございます。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 市が独自に行っていた保健センターのいろんな予防接種だとか母子保健だとか、つまりこれまで県がやっていなくて市がやっていたものも当然引き継ぐので、その分多くなるだろうということはわかるんですけども、ただ、県の保健所の中でも母子保健とか歯科口腔保健とか、さまざまなそういうものは県としてもやっていた部分があるので、そういう点ではやはり、二重になってしまうのではないかなという、二重というのはつまり、効率性からいってどうなのかなという疑問は持つところではありますが、まずもって、県の水戸保健所管内の人口構成47万人のうち27万人ですから、6割が水戸市なわけです。さっき小林課長が御答弁されたときに、県の保健所の管轄見直しというお話がありました。20万人、水戸市を除くと城里町、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町というものを県が引き続き保健所管内として持つわけですけども、その管轄見直しというのは具体的にどういうことなのか、つまり、あそこからいなくなってしまうということなんでしょうか。

54人の中から12人を水戸市が派遣を受けるとすると、県は42人というふうに単純になるとそうなるんですけども、要するにスタート時に、水戸市の始まったばかりの保健所としては、県から相当のサポートを受けなければならない状況にあるのかなということを考えますと、例えばどこかにいなくなってしまうということ自体もどうなのかなというふうにも思うんですけども、その辺は県としてはどういうふうに検討され、市としてはどういう協議あるいは申し入れをしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

現状では県のほうでもまだ、議論が始まったところで具体的にどういうふうな形で見直しを行うかというところは私どもとしてもまだ聞かされていない状況ですので、そこはちょっと状況を見ながら、水戸市の来ていただく要望については引き続き出していきたいとは思っておりますが、その辺については状況に応じて。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 それから、市の採用人数とその県への研修というのは、医師、獣医師、薬剤師ということで開始前から採用されてやられていると思うんですけども、この既存職種においても、例えば精神保健福祉士ですとか、保健師や栄養士その他の業務についてもそうした研修というのは考えておられるのか、そうではないのか、その辺もお聞かせいただきたい。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県既存の職種としましては、事務職とあとは精神保健福祉士、それから保健師です。保健師については対等交流という形での研修を行っているところでございます。

○須田委員長 いいですか。ほかにありませんか。

中庭委員。

○中庭委員 福祉指導課が今度新しくできるということになります。その中で職員が7人ふえるということになります。それで、その中を見ますと、指導第1係、指導第2係というのが2つありまして、それぞれ指導を行うということなんですけど、これは今まで県の福祉指導課でやっていたことがありました。例えば、市内の第2種社会福祉法人の指導監督ということもやっておりました。これは今後、どういう形で引き継がれ

るのか、そして7人の体制でどういう形でやるのかお答えいただきたいと思います。

〔「何で委員長、これは保健所のことをやっているの」「やめろやめろ」

と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 この今回の中核市移行に当たっては、保健所と合わせて福祉指導課とかいろんな課ができるわけですが。その点でこの福祉指導課というのはどういうことをやって、どういう人員体制でやるのかお答えいただきたいということなんです。

○須田委員長 中庭委員、今答弁を求めますけれども、実はもう前回にこの資料は出ていまして、今回は皆さんから御質問があった修正点についての説明ということで御了解をいただいていると思います。そういう意味では前回の論議をしていなかったということになりますけれども、一度答弁をいただきますが、基本的には今回は新しいところの部分、修正点についてと疑問の部分ということですので、御理解ください。

川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの中庭委員の御質問でございますが、本日の資料②の5ページを改めてごらんいただきたいと存じます。福祉指導課では、指導第1係と指導第2係がございまして、指導第1係では、権限移譲事務としまして障害者福祉施設の指導監査、同じく権限移譲事務といたしまして児童福祉施設の指導監査、それからもともと水戸市でやっておりました社会福祉法人の認可、廃止及び指導監査を担ってまいります。指導第2係では、こちらも権限移譲事務でございます老人福祉施設の指導監査、それから介護保険サービス事業所の指導監査のうち地域密着型サービス事業所を除くもの、これは水戸市で従来でやっていたため除かせていただいておりますが、それを担ってまいります。こちらの人数の根拠でございますが、他市の事例を参考といたしまして、職員1人当たり年間40施設を指導監査していくものといたしまして、その数に管理職員である課長や副参事などを加えて11人体制で臨んでいきたいと考えているものでございます。

○須田委員長 いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは、ないようですので本件について終わります。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時30分 散会